令和4年度

女性相談の概要

(令和3年度実績)

秋 田 県 女 性 相 談 所 (配偶者暴力相談支援センター) 秋 田 県 陽 光 園

I	女性相談所の概要	
	所 在 地	1
	沿 革	1
	職員構成	2
	施設規模	2
	1 業務内容	3
	(1)相 談	3
	(2)調査及び判定	3
	(3) 指導・援助	3
	(4) 一時保護及び一時保護委託	3
	(5)婦人保護施設への措置 -	3
	(6) 啓発活動	3
	(7) 苦情解決処理体制	3
	(8) 配偶者暴力相談支援センタ	一機能 3
4	2 令和4年度事業計画	4
,	3 相談・保護事業の流れ	5
2	4 女性相談員の配置状況	5
П	I 相談の状況	
	1 主訴別相談受付状況	6
4	2 経路別相談受付状況(実人員)	7
,	3 年齢別・主訴別相談受付状況(実人員) 8
2	4 相談の処理状況(実人員)	9
ļ	5 結婚歴有無別・子ども有無別相	談受付状況(実人員) 9
(6 年度別相談の推移	
	(1) 女性相談所	
	①経路別(実人員)	10
	②主訴別	11
	③処理別	12
	(2) 女性相談員	
	①経路別(実人員)	13
	②主訴別	14
	③処理別	15
,	7 医学的判定・心理学的判定の状	況 1€

Ш	-	一時保護の状況	
	1	一時保護の実績	17
	2	経路別	18
	3	主訴別	18
	4	処理別	19
	5	年齢別	19
	6	地域別	20
	7	令和3年度入所期間別人員の内訳	20
IV	Ī	配偶者暴力相談支援センターの概要	
	1	配偶者暴力相談支援センターの設置状況	21
	2	配偶者暴力相談支援センターの相談受付状況(延人員)	22
		(1) 相談件数	22
		(2) 各配偶者暴力相談支援センター別相談件数	22
		(3) DV防止法に基づく対応等	23
		(4) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数	24
		(5) 障害を持つ被害者からの相談件数	24
		(6) 交際相手からの暴力に関する相談件数	24
		(7) ストーカー行為等に関する相談件数	24
V	2	各事業の実施状況	
	1	令和3年度出張心理相談実施状況	25
	2	令和3年度配偶者暴力相談支援ネットワーク会議開催状況	25
	3	関係機関連携及び啓発活動	26
VI		陽光園(婦人保護施設)の概要	
	1	陽光園の概要	27
	2	入園者の状況	28
		(1) 入・退園者状況	28
		(2) 令和3年度月別入・退園者状況	28
		(3) 入園の理由	29
		(4) 年齢	29
		(5) 学歴	29
		(6) 入園前の職業	30
		(7)婚姻等の状況	30
		(8)在園期間	30
	3	一時保護の受託実績	31
	4	苦情受付状況	31

I 女性相談所の概要

所在地 秋田市手形住吉町4番26号

電話 事務用 018-832-2534(FAX共用) 相談専用 018-835-9052 (DVホットライン) 0120-783-251

沿 革 昭和31年 5月24日:

昭和32年 1月 1日

「売春防止法(法律第118号)」制定。

秋田県婦人相談員(非常勤) 4 名を発令。北秋田、秋田、平鹿、秋田市の各福祉事務所に配置。

昭和32年 4月 1日

「売春防止法」施行。

秋田県婦人相談所を秋田県社会福祉会館内(秋田市西根小屋町上丁11番地) に設置(職員6名)。

昭和33年 6月 1日

婦人相談所を旧県立中央病院楢山病棟(秋田市楢山虎の口新町4番地)に移転。 婦人保護施設「秋田県陽光園」を併設。

昭和37年10月 1日:

婦人相談所を秋田市楢山虎の口新町4番地に新築し、移転。

昭和42年 5月 1日:

: 住居表示が秋田市南通亀の町14番23号に変更。

昭和48年 4月 1日:

婦人保護施設「秋田県陽光園」の運営を秋田県母子寡婦福祉連合会に委託。

昭和50年11月 1日

婦人電話相談室を開設。

昭和52年 6月10日

現在地(秋田市手形住吉町4番26号)に秋田県母子福祉総合センターを新築。秋田県婦人相談所(一時保護所、婦人電話相談室を含む。)及び婦人保護施設「秋田県陽光園」が移転、入居。

平成12年 4月 1日

秋田県婦人相談所を秋田県女性相談所に改称。

秋田県女性緊急一時保護事業を開始。

平成13年 4月13日

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(法律第31号)」 (以下「DV防止法」という。)制定。

平成14年 4月 1日

「DV防止法」のうち「配偶者暴力相談支援センター」(以下「DV相談支援センター」という。)に係る事項が施行。

DV相談支援センターを県内10か所(女性相談所、北・山本・中央・南の各福祉事務所、鷹巣阿仁福祉環境部、由利地域振興局、仙北地域振興局、雄勝地域振興局、中央男女共同参画センター)に設置。

夜間、休日の電話相談を開始。電話相談員(非常勤) 3名を配置。

心理判定職員(非常勤) 1名を配置。

平成14年 9月18日

「DV防止法」第3条第3項に基づく一時保護委託事業を開始(秋田県女性 緊急一時保護事業を移行)。

平成14年11月29日 平成15年 4月 1日 建物内部を改装し、一時保護所の定員を10名から22名に変更。

一時保護所担当職員(保育士、非常勤)1名配置。

平成16年 4月 1日

相談電話にDVホットライン(フリーダイヤル)を設置。 大館、由利、仙北の各福祉環境部に女性相談員(非常勤)各1名を配置。

平成16年 8月16日

「婦人相談所における人身取引被害者への対応について」(厚生労働省雇用均

等,児童家庭局家庭福祉課長通知)。

平成17年 4月 1日

DV相談支援センターを8か所(女性相談所、北・山本・中央・南の各福祉事務所、由利地域振興局、仙北地域振興局、中央男女共同参画センター)に変更。 女性相談所に心理判定員1名を配置。

「人身取引被害者の一時保護の委託について」(厚生労働省雇用均等・児童家 庭局家庭福祉課長通知)。

平成17年度内

Eメール相談開始。

平成18年 3月

「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定。 一時保護所に宿・日直専門員(非常勤)3名を配置。

山本福祉事務所に女性相談員(非常勤、家庭相談員兼務、H26.4.1~ 専任)を配置。

平成19年 4月 1日

平成18年 4月 1日

一時保護所に学習室を設置。定員を20名に変更。

DV相談支援センターを6か所(女性相談所、北・山本・中央・南の各福祉事務所、中央男女共同参画センター)に変更。

平成21年 3月

「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第2期基本計画」 策定。

平成22年 4月 1日

看護師(非常勤) 1名を配置。

平成23年 4月 1日 : 専門員1名、女性相談支援員(非常勤、H23.4.1~25.3.31) 1名を配置。

平成24年 3月

「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第3期基本計画」 策定。

平成25年10月 3日

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(法律第73号)」の施行により、「婦人相談所その他適切な施設がストーカー行為等の相手

平成27年 3月

方への支援に努めなければならないこと」が明記された。 「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する第4期基本計画」 策定。

令和 2年 3月

・ 「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する第5期基本計画」 :策定。

-1-

職員構成(令和4年4月1日現在)

(単位:人)

所	副	副	専	主	主			非	三常	勤	職	員				合
	主					女	保	看	心	栄	電	宿	宿	専	嘱	
	幹					性			理		話	•	直	任		
	兼	主	門			相	育	護	判	養	相	日直	専	当	託	
						談	1,4	H.X.	定	1	談	専	門	直	, L	
	班								職			門	, .	·		
長	長	幹	員	査	事	員	士	師	員	士	員	員	員	員	医	計
1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	1	3	1	職員 23 うち非常勤 16

施設規模

1	敷地面	面積			1,058.73 m ²
2	名	称	秋田県母子福祉総合センタ	' —	8 8 4. 5 2 m ²
3	建	物	女性相談所 女性相談所 陽光園(婦人保護施設) 塔屋	1 階 2 階 3 階 4 階	2 8 8 . 3 6 m ² 2 8 8 . 3 6 m ² 2 8 8 . 3 6 m ² 1 9 . 4 4 m ²
			雑屋建 (物置)		9.94 m²
4	収容気	定員	一時保護所 婦人保護施設「陽光園」	20名 16名	

1 業務内容

女性相談所は、要保護女子の転落防止と保護更生並びに暴力被害女性の保護の実施機関であり、 主な業務として電話・来所相談等による相談、調査、指導、一時保護などを行っている。特に、県 内における婦人保護事業及び配偶者暴力相談支援の中枢として、福祉事務所、女性相談員、婦人保 護施設その他の関係機関相互の連携と調整などの業務を行っている。

(1)相 談

夫婦関係や家庭の問題など、日常生活で問題を抱えている女性からの来所、電話、Eメール等による相談に応じ、問題解決に向けて必要な情報提供や援助を行う。

(2)調査及び判定

要保護女子等の早期発見、転落の未然防止及び保護更生を図るため、性行及び環境等について必要な調査を実施するとともに、具体的な支援を決定するため、必要に応じて心理学的判定を行う。

(3) 指導·援助

相談者の持つ個々の問題解決に向けて、各関係機関や他都道府県の婦人相談所と緊密な連携を図り、他法他施策の支援も活用し援助を行う。

(4) 一時保護及び一時保護委託

必要と認められるときは、本人の希望により一時保護を実施し、要保護女子又は暴力被害女性の心身の安全・安定を図り、日常生活上の援助や問題解決に向けた支援を行う。

(5) 婦人保護施設への措置

女性相談所で一時保護した女性のうち長期的な援助が必要な者には、本人の希望により婦人 保護施設に入所させ、生活指導、職業指導等を実施し自立を支援する。

(6) 啓発活動

関係機関や地域住民に対して女性相談所の事業や活動内容を周知し、婦人保護事業への理解の促進に努めるとともに、配偶者等による暴力の防止と被害者への支援の必要性について啓発を行う。

(7) 苦情解決処理体制

女性相談所の事業内容や業務に対する意見や苦情等を把握し、業務の改善に努める。また、一時保護所利用者については、意見箱の設置などにより要望等を把握し、処遇の改善を図る。

(8) 配偶者暴力相談支援センター機能

配偶者等から暴力を受けた被害者からの相談に応ずるとともに、保護命令の制度や自立支援のための情報を提供し、被害女性の保護と心身の健康を回復するための援助等を行う。

また、県内の各福祉事務所等に設置された配偶者暴力相談支援センターと連携し、業務の調整を行う。

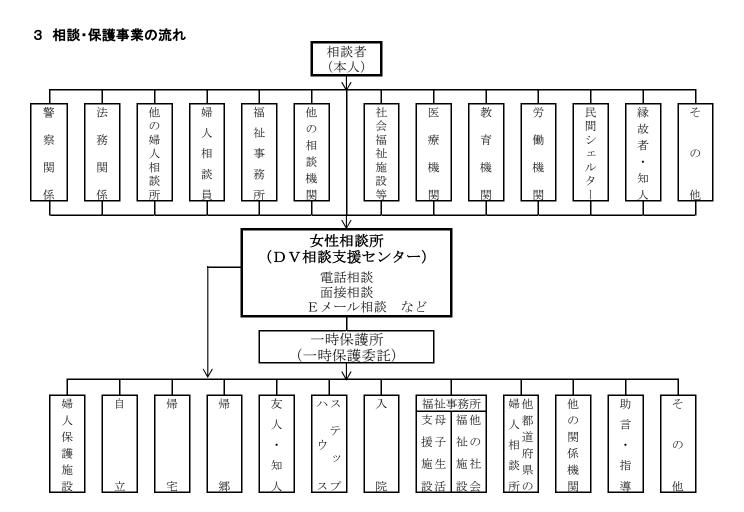
2 令和4年度事業計画

- ※相談所主催の会議(新型コロナウイルス感染症の状況による)
 - DVネットワーク会議
 - · 女性相談員 · 婦人保護事業担当者会議
- ※巡回相談活動 (新型コロナウイルス感染症の状況による)
 - 出張心理相談
- ※他県で開催される会議 (新型コロナウイルス感染症の状況による)
 - ・北海道・東北六県婦人保護研究協議会
 - ·全国婦人相談員·心理判定員研究協議会
 - ・北海道・東北ブロック婦人相談所長会議
 - ・全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会

※その他所内定期開催 ・処遇会議 毎 週:火曜日

・合同ケース検討会 毎 月:最終週

・電話相談員研修会 奇数月:第3木曜日・宿・日直専門員研修 偶数月:第3月曜日



4 女性相談員の配置状況

女性相談員の業務

女性相談員は、要保護女子及びDV被害者等の早期発見に努め、広く相談に応じ、問題解決に向けて必要な助言・指導を行う。

	配置課所の名称	電 話	担 当 区 域	人数
	女性相談所	018-835-9052 0120-783-251	県内全域	1
2	北福祉事務所 (北秋田地域振興局大館福祉環境部)	0186-52-3951	大館市・鹿角市・小坂町	1
3	(北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部に駐在)	0186-62-1256	北秋田市・上小阿仁村	1
4	山本福祉事務所 (山本地域振興局福祉環境部)	0185-55-8020	能代市・藤里町・八峰町・ 三種町	1
5	中央福祉事務所 (秋田地域振興局福祉環境部)	018-855-5175	男鹿市・潟上市・五城目町・ 八郎潟町・井川町・大潟村	1
6	(由利地域振興局福祉環境部に駐在)	0184-22-4120	由利本荘市・にかほ市	1
7	南福祉事務所 (平鹿地域振興局福祉環境部)	0182-32-3294	横手市・湯沢市・羽後町・ 東成瀬村	1
8	(仙北地域振興局福祉環境部に駐在)	0187-63-3403	大仙市・仙北市・美郷町	1
9	秋田市子ども未来センター	018-887-5698	秋田市	2
計	県:8か所8人 市:1か所2人			1 0

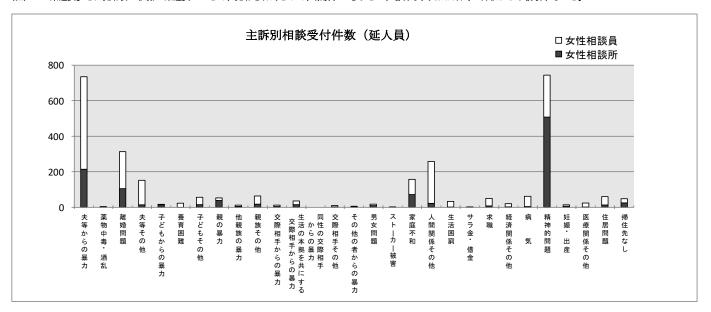
Ⅱ 相談の状況

1 主訴別相談受付状況

令和3年度の相談受付件数は延べ2,988件で、前年度に比べて126件、約4.0ポイント減少している。 実人員件数あたりの相談で最も多いのは夫等からの暴力で全体の約21.8%を占めている。次いで精神的問題、離婚問題の相談件数が多くなっている。

_																																					(単位	: 件)
\setminus														月 住										経済	関係			医療	関係		住	帰	不	売	Ŀ	5	人	
\setminus					夫	等		=	そども	<u>د</u>		親族			交際	相手		そ	男	ス	家	そ	生	サ	求	そ	病	精	妊	そ	Œ	7HF	不	20	_	5	^	
\	\	主訴兒	#U	夫	薬	離	そ	子	養	そ	親	その	そ		交生	同性	そ	Ø	,,	٠ ١	*		_	ラ	7,1	,	/13	717	~_			住	純		Ŧ			
			••	等	物			r Fo				他の		際相	際活 相の			他の	女	ì	庭		活					神	娠		居		異	春	暴	条	身	
	'	\		から	中毒	婚	o O	か	育	Ø	Ø	親族	Ø	手	手拠が	際相	g O	者か		力		Ø		金		Ø		的		o o		先	Lei-		力			計
				0	•	間		6	困	•,	暴	から	ره	5	がを ら 共	手か	• >	ь, Б	間	ì	不		困	٠							間	な	性	強	団	違	取	
Þ	X 5	÷ /	\setminus	暴	酒			の暴				りの暴		の暴	の 暴す	છ 0		の暴		被				借				問	出			<i>'</i> &	交		関			
				カ	乱	題	他	カ	難	他	カ	力	他		m, 力る	暴力	他	カ	題	害	和	他	筹	金	職	他	気	題	産	他	題	ı	遊	要	倸	反	引	
		来	所	48	1	12	3	1			8				5					1	4	1						3			1	8						96
	女	訪	間																																			
	性相談所	電	話	46		45	6	11		11	11	3	7	2	3		3	4	3	2	45	6			2	2	3	63	4		5	4						291
受付	談	夜間・	休日	22	2	15	5	2		2	6	2	5	2					7		14	11		1	6			38	1		1	1						143
受付件数	所	EΥ	ール	5		1					1		3		1						1	1	1					2		1								17
		小	計	121	3	73	14	14		13	26	5	15	4	9		3	4	10	3	64	19	1	1	8	2	3	106	5	1	7	13						547
(実人	女	来	所	99		61	29	1	1	6	2	1	3	1	1		2				18	15	3		7	2	4	2			5	2						265
員)	女性相	訪	問	2																																<u> </u>		2
	談	電	話	94		67	47		15	30	8	5	26	1			3	1	5		34	111	7	1	11	7	24	105	5	11	13	2						633
	員	小	計	195		128	76	1	16	36	10	6	29	2	1		5	1	5		52	126	10	1	18	9	28	107	5	11	18	4						900
		計		316	3	201	90	15	16	49	36	11	44	6	10		8	5	15	3	116	145	11	2	26	11	31	213	10	12	25	17						1, 447
		来	所	116	2	22	3	1			15				11					1	5	1						30			1	18						226
	女	訪	間																																			
	女性相談所	電	話	68		66	6	11		13	15	3	7	2	3		3	4	3	2	51	7			2	2	3	244	5		11	6				<u> </u>		537
受付件数	談	夜間・	休日	25	2	16	5	2		2	6	2	5	2				1	7		15	13		1	6		1	230	1		1	1				<u> </u>		344
件数	別	ЕŻ	ール	5		1					3		6		1						1	1	1					4		1								24
		小	計	214	4	105	14	14		15	39	5	18	4	15		3	5	10	3	72	22	1	1	8	2	4	508	6	1	13	25						1, 131
延人]	女	来	所	325		101	62	3	1	7	3	1	8	7	21		4				27	49	24		26	9	24	3			29	18						752
員)	女性相談	訪	間	2																																		2
		電	話	194		107	76		22	34	11	6	38	1			3	1	8		59	187	8	1	16	10	34	233	8	23	18	5						1, 103
	員	小	計	521		208	138	3	23	41	14	7	46	8	21		7	1	8		86	236	32	1	42	19	58	236	8	23	47	23						1,857
		計		735	4	313	152	17	23	56	53	12	64	12	36		10	6	18	3	158	258	33	2	50	21	62	744	14	24	60	48						2, 988

(注) 「5条違反」とは売春防止法第5条違反のことで、売春を目的として、勧誘、つきまとい、客待ち、又は広告等の方法により誘引すること。



2 経路別相談受付状況(実人員)

	推断剂怕缺乏	. 13 /0///		\ 只 /											(単作	立:件)
	経路	各別	本人	警察	法務	教育	労働	他の婦・	他の婦・	福祉	他の相	社会福祉	医療	縁故者	そ	41
	区分		自身	関係	関係	関係	関係	人相談所	人相談員	事 務 所	談 機 関	祉施設等	機関	・ 知 人	の他	計
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	来所・訪問	新規	31	7						4	2	1	1			46
	7K/71 W31H3	再来	24	3					8	3	4	5		1	2	50
	電話	新規	217	5						3	15	2	2	6		250
	电 前	再来	21	1					17	2						41
女	元 朋 4.0	新規	119	3												122
相	夜間・休日	再来	21													21
女性相談所		新規	14											1		15
	Eメール相談	再来	2													2
	1 21	新規	381	15						7	17	3	3	7		433
	小 計	再来	68	4					25	5	4	5		1	2	114
	計		449	19					25	12	21	8	3	8	2	547
		新規	241	4						15	16		5	19	5	305
	女性相談員	再来	533	1	1			10	7	20	9		3	10	1	595
		計	774	5	1			10	7	35	25		8	29	6	900
		新規	622	19						22	33	3	8	26	5	738
	合 計	再来	601	5	1			10	32	25	13	5	3	11	3	709
		計	1, 223	24	1			10	32	47	46	8	11	37	8	1, 447
	比率(%)		84. 5%	1. 7%	0. 1%			0. 7%	2. 2%	3. 2%	3. 2%	0.6%	0.8%	2. 6%	0.6%	

⁽注) 比率は、小数第二位を四捨五入。よって、比率の計が100%とならない場合がある。

(女性相談員の地場	战別相 謬	受付状	:況)									(単位	立:件)
	新規	179				\setminus			1	1	15	2	198
秋 田 市	再来	294				1	2	7		1	8		313
	計	473				1	2	7	1	2	23	2	511
11 - 21 - 12 1 N 1 - 22	新規	6	1					1					8
北秋田地域振興局 大館福祉環境部	再来	38											38
八阳阳世界光印	計	44	1					1					46
	新規	3						1	1	1	1		7
北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境部	再来	7							1				8
馬米門山佃瓜朱克即	計	10						1	2	1	1		15
. Luci Nema	新規	13	2					1			1		17
山本地域振興局 福祉環境部	再来	5				3							8
1田114. 块 5 印	計	18	2			3		1			1		25
A1 12 1 N I 4	新規	12						2					14
秋田地域振興局 福祉環境部	再来	100						1					101
田仙朱児印	計	112						3					115
I william I b I made m	新規	9						2	2	1		2	16
由利地域振興局 福祉環境部	再来	36				3	2	1				1	43
1田114. 块 元 印	計	45				3	2	3	2	1		3	59
	新規	4						2	4	2		1	13
仙北地域振興局 福祉環境部	再来	18		1		2	3	5	6	2	1		38
田世來先即	計	22		1		2	3	7	10	4	1	1	51
	新規	15	1					6	8		2		32
平鹿地域振興局 福祉環境部	再来	35	1			1		6	2		1		46
田江朱児印	計	50	2			1		12	10		3		78

3 年齡別・主訴別相談受付状況(実人員)

3	牛断	, /1.1	-	ᅩᇝ	ינעקי	ם די ו	叹.	×ι	ער ני	\ <i>)</i>	(;	~ /		. /																					(単位	(人: 1
										人間		イ										経済	関係			医療	関係		ъ.	Jan	_	_	٠,.			
$ \setminus$	主訴別	夫	来	等離	そ	子	子ども	そ	親	親族			交際 相生 活	相手同性	そ	暴その	男	スト	家	そ	生	サラ	*	そ	病	精	妊	そ	住	帰住	不純	売	는 モ	5	人	
		等からの	物中毒・	婚間	8	どもからの	育困	o	の 暴	の他の親族	0	際相手から	手 からの本拠を共に	の交際相手か	Ø	他の者か	女間	〕 力 〕	庭不	ø	活图	金		Ø		神的	娠・	Ø	居間	先な	異性	春強	暴力団	条連	身取	計
×	分	暴 力	酒乱	題	他	の暴力	難	他	カ	か ち 力の	他	の暴力	る 秦 交際	らの暴力	他	ら 力の	題	被害	和	他	窮	借金	職	他	気	題	出産	他	題	ı	交遊	要	関 係	反	引	
	15歳未満																																			
	18歳未満								1																											1
	20歳未満								2										1							1	1			5						10
	20歳代	22		15	1			1	8		1	1	2			3	4	1	4	1						12	1			1						78
女	30歳代	32			1				5			3	3				4	1	17	8	1		2			19	2	1		3						149
性相	40歳代	19	1	12	7	3		4	3	2	3					1	2	1	16	5		1	3		2	29			4	1						119
女性相談所	50歳代	20	1	6	1	2		4	4		2		3		1				17	4			3		1	19	1		1	1						91
121	65歳未満	8		1	1	3		3	1		2				2				4							13										38
	75歳未満	14		1	3	2		1											3	1				1		11			2	1						40
	75歲以上	6				4				1									2					1		2				1						17
	不明			1					2				1																							4
	計	121	3	73	14	14		13	26	5	15	4	9		3	4	10	3	64	19	1	1	8	2	3	106	5	1	7	13						547
	15歳未満																																			
	18歳未満																																			
	20歳未満								1		1								1								1									4
	20歳代	36		23	10		3		3		1					1			1				1	1	3	5	4		1							99
女	30歳代	56		42	11		7	8	3				1		5		3		7		1		2	1	8	8			6							201
女性相談	40歳代	51		44	25		6		2	1	8	2					1		33		6		2	1	17	33		2	3	1						286
談員	50歳代	17		10	14	1		5		1	8								4	40		1		4		42		9	6	2						167
	65歳未満	14		3	8			1		-	6								3		2		1	1		18			2							82
	75歳未満	18		1	3			2		1	2								1	2	1		8			1				1						41
	75歳以上	1 2		3 2	4						1								1				1	1												11
	計	195		128	76	1	16	36	10	6	29	2	1		5	1	1 5			126	10	1	18	9	20	107	5	11	18	4						900
	15歳未満	190		120	70		10	30	10	-	29		1			1	- 5		52	120	10		10	9	20	107	b	11	10	*						900
	18歳未満								1																											
	20歳未満								3		1								2							1	2			5						14
	20歳不偏	58		38	11		3	5	11		2	1	2			4	4	1					1	1	3	17	5		1	1	_			_		177
	3 0 歳代	88		79	12		7		8	5			4		5		7	1			2		4	1	8	27	2	_	6	_			-			350
合	40歳代	70							5			2	-			1	3		 -			1	5	1				2					-			405
	5 0 歳代	37						9	4				3		1	_	,	_	21			1			13	61	1						-			258
計	65歳未満	22		4	9			4	1		8		H		2				7			┢	1	1	<u> </u>	31	_	ٿ	2				-			120
	75歳未満	32		2	6			3	<u> </u>	1									4				8			12			2				-			81
	75歳以上	7		3	4				-	1									3		┢	-	1	1		2			⊢∸	1			-			28
	不明	2		3	1	*			3		-		1				1		1				_	1		L				-						13
	計	316		201	90	15	16	49	36		44	6	-		8	5		9	-	145	11	2	26	Ī	21	213	10	12	25	17			-			1, 447
	訂	310	3	ZUI	90	19	10	49	36	11	44	b	10		8	Đ	10	3	110	145	11	Z	20	11	31	213	10	12	Zb	17						1, 447

4 相談の処理状況 (実人員)

(単位:件)

\setminus			受							夕	19 理	事	項							指(年末	度末現在 処理人	Ŧ
'		項目		婦	自	帰	帰	友	ス	入	福事	祉 新	婦婦	婦他	他	無	助	そ						
			付	人保				人	テ		母 子	他の	人人相	人道 相府	の関		言			導年	訪(間	-	一時	そ
	'	\setminus		護施					ップ		生活	社会	談相	製の	係機	断		o o	計	延度	調査	時	保護委	,
Þ	5 分		件	設に				知	ハ		支援	福祉	員談へ	員へ相が	関へ	退	指			件中	指導揭	保	託 契	Ø
			数	入所	立	宅	郷	人	ウス	院	施設	施設	新 移 送・	移 形 送・	移送	所	璜	他		数~	延 件 数	護	約 施 設	他
		\		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)
	来	所	96	1	3	4	3	1	3		3	3					77		98	226	3			
 	訪	問																						
女性相談所	電	話	291														291		291	537				
散	夜	間・休日	143														143		143	344				
Bήτ	E	メール	17														16	1	17	24				
I		計	547	1	3	4	3	1	3		3	3					527	1	549	1, 131	3			
	女性	相談員	900		2	1							2		1		894	2	902	1, 857	23			
	合	計	1, 447	1	5	5	3	1	3		3	3	2		1		1, 421	3	1, 451	2, 988	26			
	比率	(%)		0. 1%	0. 3%	0. 3%	0. 2%	0. 1%	0. 2%		0. 2%	0. 2%	0. 1%		0. 1%		98. 2%	0. 2%						

⁽注1) 比率は、小敷第二位を四捨五入。よって、比率の計が100%とならない場合がある。

5 結婚歴有無別・子ども有無別相談受付状況(実人員)

(単位:件)

区 分	結婚歴 子ども の有無	未婚	有 夫	離婚	死 別	計
	有	7	277	55	18	357
女性相談所	無	122	58	6	4	190
	計	129	335	61	22	547
	有	1	516	152	3	672
女性相談員	無	93	125	9	1	228
	計	94	641	161	4	900
	有	8	793	207	21	1, 029
合 計	無	215	183	15	5	418
	計	223	976	222	26	1, 447
比率	(%)	15. 4%	67. 4%	15. 3%	1.8%	

⁽注) 比率は、小数第二位を四捨五入。よって、比率の計が100%とならない場合がある。

⁽注2) 処理事項の件数には、前年度未処理人員分を含む。よって、受付件数と処理事項の計は一致しないことがある。

⁽注3) 前年度末現在未処理人員:0件

6 年度別相談の推移

(1) 女性相談所

①経路別 (実人員)

(単位:件) 警 労 本 法 教 他 他 福 他 社 医 縁 そ 経路別 の の 会 の 故 祉 福 人 察 務 育 働 婦 婦 療 相 者 事 祉 計 人 の 談 自 関 関 関 関 相 相 施 機 務 機 知 談 談 設 年 度 身 倸 係 員 関 等 関 係 係 所 所 人 他 (7) (1) (2) (3)(4)(5) (6) (8) (9) (10)(11)(12)(13)(14)平成24年度 576 31 3 3 728 1 44 24 41 7 平成25年度 57 13 561 10 1 2 53 23 4 46 1 778 平成26年度 576 34 3 1 22 13 28 5 29 1 8 720 9 平成27年度 565 25 3 30 16 21 6 38 5 719 1 平成28年度 565 28 2 18 43 7 12 3 698 4 14 5 平成29年度 583 18 1 1 24 15 20 10 18 3 698 30 平成30年度 2 36 7 5 639 1 17 19 15 772 令和元年度 26 2 1 39 10 30 5 15 708 574 2 令和2年度 473 15 2 32 3 35 7 9 20 2 598 令和3年度 449 19 25 12 21 2 8 547

(注) 「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」は平成26年度から計上

③処理別

																				(単位:	件)
\	受		1			1	1	夂			項			1					1		年度オ	
\	X	入婦	自	帰	帰	友	ス	入	福祉事	務所	相婦	婦他,都	他	無	施一	助	そ		延(指(未処理	
処理別	付	人				人	テ		母	他	談 相	人道 相別	の関		時	言			年	再 導 _掲	_	そ
		保護					ップ		子生活支援施	の社会福	員談へ所	一談員の婦子	係機	断	護委	•	Ø	計	度 件中	延訪	時	o o
	件	施設				知	ハウ		支援施	补	る。移婦	ᄾᇶ	関へな	退	託契	指) 指	件問調	保	
年度	数	所に	立	宅	郷	人	ス	院	設	設	送人	送・	移送	所	設約	導	他		数導	数查	護	他
\	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)
平成24年度	728		5	10	15				2						4	688	5	729	1, 107		4	
T ////21 T/X	(618)		(1)	(2)	(3)										(4)	(609)	(1)	(620)	(871)		(2)	
平成25年度	778	2	9	17	24	2		1	3	3						717	2	780	1, 411		2	
TM20TB	(570)		(1)	(4)	(4)				(2)	(1)						(558)		(570)	(1,004)			
平成26年度	720	2	9	7	9	2		1	1	1						687	2	721	1,504		1	
T MAZO T IX	(521)		(2)	(1)	(2)											(516)		(521)	(1, 024)			
平成27年度	719	1	2	5	8			2	2							697	1	718	1, 715		2	
1 7021 122	(537)				(1)											(536)		(537)	(1, 233)			
平成28年度	698	4	8	6	7	2	2	1	4				1			663		698	1, 455		2	
1 7000 1 20	(518)		(1)		(1)											(514)		(516)	(1, 083)			
平成29年度	698	1	6	4	5		1		5	1			1			673	2	699	1, 333		1	
12212	(530)		(1)		(1)				(4)							(525)		(531)	(993)			
平成30年度	772	2	4	5	6		1	2	1	1						748		770	1, 235	3	3	
1,000 122	(589)															(589)		(589)	(902)			
令和元年度	708	1	2	5	8	1			5							687	1	710	1, 245	5	1	
	(558)								(1)							(557)		(558)	(837)	(1)		
令和2年度	598		3	2	10				3							576	3	597	1, 097	1	2	
	(458)															(458)		(458)	(828)			
令和3年度	547	1	3	4	3	1	3		3	3						527	1	549	1, 131	3		
	(434)															(434)		(434)	(881)			

⁽注1) 下段()内は電話受付で再掲 (注2)処理事項の件数には、前年度未処理人員分を含む。よって、受付件数と処理事項の計は一致しないことがある。 (注3)前年度末現在未処理人員:2件

(2) 女性相談員

①経路別(実人員)

(単位:件) 警 法 労 福 他 本 教 他 他 社 医 縁 そ 経路別 会福 の の の 故 祉 人 察 務 育 働 婦 婦 療 相 者 人 人 事 祉 の 計 談 自 関 関 機 関 相 相 施 機 務 機 知 談 談 設 年 度 身 係 係 関 係 所 員 関 等 関 所 人 他 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12)(13) (14)平成24年度 1 819 12 2 45 16 96 47 13 13 21 1,089 47 平成25年度 769 22 13 102 73 9 9 27 1 1,075 平成26年度 609 14 3 1 24 16 70 43 4 11 32 1 828 平成27年度 706 7 2 1 13 12 65 30 12 26 875 3 9 平成28年度 672 12 1 27 65 30 1 17 1 838 3 9 平成29年度 7 643 8 3 60 21 3 9 12 778 平成30年度 653 13 2 7 4 55 33 2 23 18 1 811 令和元年度 721 4 13 11 31 45 11 10 30 3 881 765 2 令和2年度 3 15 12 38 42 13 13 13 916 7 5 35 令和3年度 774 10 25 29 6 900

②主訴別

_	_			_									()	<u> 単位:件)</u>
=	上部	斥別	年 月	€	平 成 24年度	平 成 25年度	平 成 26年度	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	令 和 元年度	令 和 2年度	令 和 3年度
Ī		夫等の暴	力	実人員	292	322	252	288	206	192	183	190		19
				延件数 実人員	1, 297 3	1, 474 2	741 1	769 1	591 2	551	586	695 1	577 1	52
	夫		雪乱	延件数	6	3	3	1	3			5	2	
	等	離婚問	題	<u>実人員</u> 延件数	207 459	175 377	124 352	142 297	179 347	150 349	158 408	202 518	144 268	128 208
		その	他	実人員	13	12	11	14	26	23	22	33	38	70
		, ,) LES	延件数 実人員	35 11	26 5	17 8	32 4	56 6	68 4	88	73	74 1	138
	_	子どもからの。	暴力	延件数	47	26	22	5	13	5	5	8	1	
	子ど	養 育 困	難	実人員	4 7	14	5 7	5	8	3	3	2	6	10 2:
	ь		Ala	延件数 実人員	158	35 118	110	10 76	20 75	4 62	4 56	65	6 37	30
		そ の	他	延件数	252	161	145	118	93	80	75	117	64	4
人		親の暴	カ	<u>実人員</u> 延件数	11 26	4 14	8 18	11 25	12 18	12 42	10 38	11 20	12 59	1-
	親		暴力	人美	6	6	11	8	10	3	7	11	7	(
間	族	:		延件数 実人員	11 40	7 25	27 20	15 31	21 16	7 36	32 28	25 37	12 33	29
		そ の	他	延件数	123	59	48	68	33	54	64	44	61	40
関		交際相手かり	らの カ	<u>実人員</u> 延件数	5 13	12 29	5 22	<u>4</u>	7	3 10	6 16	5 6	5 8	2
係	交		する	美人員			1	11	6	1	2	7	6	1
~ ∩	際相			延件数 実人員		1	3	28	12	2	9	83	15	21
	手		カ	延件数		1								
		そ の	他	<u>実人員</u> 延件数	9 15	<u>4</u> 5	2 3	6 14	<u>4</u> 5	2 2	4	1 2		7
		 その他の者からの:	暴力	実人員	3	1	6	1.1	, and the second	1	1		2	
		この個の名があり	ak- / J	延件数 実人員	6 5	1 8	15 2	3	3	7	1 16	4	5 9	1
	اِ	男 女 間	題	延件数	10	36	2	4	3	13	49	5	20	8
		ストーカー被	き害	実人員 延件数		<u>2</u>	2 27	1		1			1 2	
			和	実人員	78	88	38	37	51	43	58	44	81	52
	-	然 庭 小	TΗ	延件数 実人員	131 23	126 29	68 30	45 53	66 38	96 63	106 52	61 107	119 117	86 126
	•	そ の	他	延件数	32	67	68	130	126	149	139	251	218	236
	4	生 活 困	窮	実人員	12 22	23 48	12 17	11 31	5	10 20	13	11 21	6	10 32
経		ш = Д . #	Δ	延件数 実人員	5	6	2	31	9 8	3	40 3	5	0	34
済関		サ ラ 金 ・ 借 	金	延件数	34	10	2	90	10	6	4	13	11	1
係	:	求	職	<u>実人員</u> 延件数	29 60	14 23	13 16	20 35	10 12	18 28	14 30	10 22	11 43	18 42
		そ の	他	実人員	11	8	1	10	7	5	11	2	14	9
				延件数 実人員	23 17	26 20	2 5	29 13	14 5	17 10	18 20	5 17	25 27	19 28
	· ;	病 ————————————————————————————————————	気	延件数	31	110	5	18	9	31	39	33	47	58
医療	,	精神的問	題	<u>実人員</u> 延件数	115 267	144 241	138 302	106 304	118 360	108 265	113 365	94 307	113 329	107 236
関係	į	妊娠・出	産	実人員	10	6	7	3	5	1	4	1	3	į
Př.			hla	延件数 実人員	14 7	16 1	34 1	9	5 2	2	4	1	7 6	1
		そ の 	他	延件数	11	1	1	2	2	1=	4	10	12	23
Ē	Ė	居 間	題	実人員 延件数	13 31	20 270	13 35	13 41	28 44	17 44	19 58	18 74	13 35	18 4'
H	þ	生 先 な	し	実人員	2	5		1	6		1		1	4
				延件数 実人員	4	29		1	45		1		2	23
7	`	純 異 性 交	遊	延件数				1						
f	Ē	春 強	要	実人員 延件数										
ŀ	: ;	モ・暴力団関		人美										
				延件数 実人員	<u> </u>									
Ę	5	条 違	反	延件数										
j	(身 取	引	実人員 延件数										
		1 ₽		実人員	1, 089	1, 075	828	875	838	778	811	881	916	90
		計		延件数	2, 967	3,227	2,002	2, 039	1, 924	1, 847	2, 189	2, 396	2, 017	1, 85

(注) 「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」は平成26年度から計上

③処理別

																					単位:	件)
\setminus								処		事巧	頁					1 1					年度末 未処理	
		入婦	自	帰	帰	友	ス	入	福祉事	勝所	相婦	所他	他	無	施一	助	そ		延へ	指(不处理	三八貝
√ 処理別		人					テ		₩	他	談.	・都 婦道	の ■■		時	_			年	再	-	そ
	受 付	保				人	ッ		子	0	相員談	人府	関係	断	保	言		計	度	導揭	時	
	件数	頀				•	プ		括士	社会福祉	へ所	相県 談の	機		護委	•	Ø	Ħ	件中	延訪	五	Ø
	<i>*</i> ^	施				知	ハ		生活支援施設	仙		員婦	関へ	退	託	指				件問		
年度 \		設				,	ゥ		施 設	施設	移婦	移相	移		契				指	譋		
+ & \		所に	立	宅	郷	人	ス	院			送人	送談	送	所	設約	導	他		数導	数查	護	他
\	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)
平成24年度	1, 089										6		1			1,082		1, 089	2, 967	35		
平成25年度	1, 075			1	1					1	7		2			1, 062	1	1, 075	3, 227	37		
平成26年度	828		2						1		4					816	5	828	2, 002	16		
平成27年度	875		1	1	5						7					861		875	2, 039	2		
平成28年度	838		1		1				2		3	1				823	7	838	1, 924	25		
平成29年度	778				1						2					759	16	778	1, 847	6		
平成30年度	811		1	1					1		3					794	11	811	2, 189	43		
令和元年度	881		3				1		1		8	1				863	4	881	2, 396	40		
令和2年度	916		1	1	3				2		4					902	1	914	2, 017	44		2
令和3年度	900		2	1							2		1			894	2	902	1,857	23		

7 医学的判定・心理学的判定の状況

医学的判定 :嘱託医(精神科)、職員同行による精神科・婦人科受診等により医学的側面から診断し、今後の必要な措

置について検討する。

心理学的判定 : 心理職員が面接や心理的諸検査を行い、心理特性及びその問題を生み出した状況を把握し、必要に応じて

カウンセリング等を行う。

令和3年度 医学的・心理学的判定実施状況

(単位:件)

											(1	单位:件)
	\						人間	関係			帰	
			→= c=u		夫等	子ども	親族	交際	相手	家		
		\	主訴別		夫	子	親	交	交生		住	
					等	ども		際 相	際活 相の	庭	先	計
					か ら	カュ	Ø	手 か	手拠かれ) <u>.</u>	
					o o	<u>ئ</u> 0	暴	6 0	除相手からの■!の本拠を共に	不	な	
	項	[目	`		暴 力	暴 力	カ	暴 力	を 表す 力る	和	l	
					/*	,,	,,	/*	<i>,,</i> 0	715	Ū	
来所	心	 	, ウンセリン·	グ等							1	1
•		Ĺ									(13)	(13)
出張	理	ا نار	。 理 検	査							1	1
股											(2)	(2)
	身	É	人	員	10	1	4	1	1	1	3	21
		精	神	科					1	1	1	3
	医			• •					(1)	(1)	(1)	(3)
		直	医婦人	科			1			1		2
	学			•••			(1)			(4)		(5)
-		7	·	他		1						1
1		<u> </u>	· 			(1)						(1)
時		ノ	, ウンセリン·	グ等					1	1	1	3
		<u> </u>							(8)	(8)	(16)	(32)
保		心		員					1	1	1	3
→#	心	理		査						1	1	2
護		検査		査					2	3	2	7
1	理		その他の心理	検査					3	1	2	6
		同	引 伴 児 面	接								
		Ē	引伴 児 心 理 札	金								

⁽注1) () は延件数

⁽注2) 一時保護の実人員には一時保護委託を含む。

⁽注3) 主訴については、実績のあったもののみ計上。

Ⅲ 一時保護の状況

令和3年度の一時保護対象者は21人で、保護延べ日数は230日であった。そのうち、DV被害者が11人で全体の52.4%を

令和3年度の一時体験が参出1844/、、 いた〜 占めている。 主訴別では、夫等の暴力が10人(47.6%)、親からの暴力が4人(19.0%)、帰住先なし3人(14.3%)等であった。 また、同伴児は乳幼児6人、小中学生3人、同伴者はいなかった。 退所後の行先は、帰宅、帰郷、自立、母子生活支援施設等である。

1 一時保護の実績

(異株、体)

内訳				同伴児・者				(単位:件)
年度	保 対象者	就学開始 ~18歳未満	幼 児	乳児	その他	計	合計	備考
平成24年度	40	12	11	8		31	71	
1 2 1 2	(624) 30	(126)	(305) 10	(169) 8		(600) 25	(1, 224) 55	
女性相談所	(529)	(92)	(301)	(169)		(562)	(1, 091)	
一時保護委託	10	5	1	νγ		6	16	
一种体膜安配	(95)	(34)	(4)			(38)	(133)	
平成25年度	62 (777)	(100)	(400)	(40)	1	(655)	(1.400)	祉法第33条に基づく一時保護で
	(777) 48	(193) 11	(409) 24	(49) 2	(4)	(655) 37	(1, 432) 85	児童1人(6日)の保護を受託。
女性相談所	(656)	(150)	(322)	(27)		(499)	(1, 155)	
一時保護委託	14	5	8	2	1	16	30	
-VIVIDE STILL	(121)	(43)	(87)	(22)	(4)	(156)	(277)	
平成26年度	34 (439)	(105)	(82)	(46)	(20)	(253)	55 (692)	-
1	29	(103)	6	2	2	16	45	
女性相談所	(405)	(101)	(64)	(41)	(20)	(226)	(631)	
一時保護委託	5	1	3	1		5	10	
- 4 Process at	(34)	(4)	(18)	(5)		(27)	(61)	│ │ 女性相談所一時保護から一時
平成27年度	24 (227)	(51)	12 (156)	(12)		(219)	48 (446)	保護委託となった1名(同伴児2
T	21	5	12	1		18	39	宝人員にそれぞれ計上 保護対
女性相談所	(216)	(42)	(154)	(10)		(206)	(422)	象実人員は24名(同伴児・者24
一時保護委託	4	6	1	1		8	12	名)。
-N PARESCELL	(11)	(9)	(2)	(2)		(13)	(24)	□ 一時保護委託から女性相談所
平成28年度	37 (704)	(201)	(326)			(527)	(1, 231)	一時保護となった1名について
1	34	12	(320)			26		は、女相と委託の実人員にそれ ぞれ計上。保護対象実人員は37
女性相談所	(646)	(187)	(266)			(453)	(1, 099)	名。
一時保護委託	4	1	4			5	9	
"TIMES III	(58)	(14)	(60)	-		(74)	(132)	女性相談所では、他に児童福
平成29年度	27 (543)	9 (82)	10 (59)	(64)	(39)	(244)	50 (787)	が出第99条に並べく一時促業で
t to to and	21	4	8	1	2	15	36	児童1人(1日)の保護を受託。
女性相談所	(477)	(52)	(45)	(64)	(32)	(193)	(670)	
一時保護委託	6	5	2		1	8	14	
	(66) 25	(30)	(14)	2	(7)	(51)	(117) 35	 一時保護委託から女性相談所
平成30年度	(339)	(7)	(71)	(44)		10 (122)	(461)	一時保護となった1名について
L. W. In air ar	21	2	4	1		7		は、女相と委託の実人員にそれ ぞれ計上。保護対象実人員は25
女性相談所	(261)	(7)	(40)	(29)		(76)	(337)	
一時保護委託	5 (70)		2	1		3 (40)	(104)	
	(78) 23	10	(31) 12	(15) 4		(46) 26	(124) 49	──一時保護委託から女性相談所
令和元年度	(266)	(127)	(156)	(60)		(343)	(609)	一時保護となった2名について
<i>+</i> ₩+□₩==	16	2	6	1		9		は、女相と委託の実人員にそれ ぞれ計上。保護対象実人員は23
女性相談所	(168)	(33)	(80)	(25)		(138)	(306)	1 他に児童福祉法事33条に長つ1
一時保護委託	9	(04)	(76)	3 (25)		(205)	26	く一時保護で児童2人(128日)
	(98) 21	(94) 6	(76) 8	(35) 5		(205) 19		の保護を受託。 女性相談所では、他に児童福
令和2年度	(252)	(77)	(102)	(95)		(274)	(526)	九法僚99条に甘べく二時伊護で
女性相談所	13	, ,	4	4		10	23	ルミュハ(キョ)の体膜を支託。
久江作成別	(147)	(24)	(50)	(61)		(135)	(282)	
一時保護委託	(105)	(52)	(52)	(24)		(120)	(244)	-
	(105) 21	(53) 3	(52) 5	(34) 1		(139) 9	(244) 30	
令和3年度	(230)	(32)	(54)	(7)		(93)	(323)	
女性相談所	15	1	1	, ,		2	17	
メエ作歌が	(153)	(2)	(2)			(4)	(157)	
一時保護委託	(77)		(F9)	1 (7)		(00)	(166)	
	(77)	(30)	(52)	(7)		(89)	(166)	i

<sup>| (77)| (30)| (52)| (7)| (057)| (1007)|
(</sup>注1) 女性相談所は女性相談所一時保護所での保護
(注2) 上段は実人員。下段() は保護日数
(注3) 保護対象者及び同伴児・者の実人員合計について、女性相談所一時保護と一時保護委託を連続して行った場合は、1件で計上

2 経路別

2 程始)	ניו												(単位	: 件)
経路別	本	警	法	教	労	相他	相他	福	機他	施社	医	知縁	そ	
	人	察	務	育	働	の 談	影	祉 事	0	会設	療	故	の	計
	自	関	関	関	関	婦	婦	務	相	福	機	者		
年度	身	係	係	係	係	所人	員人	所	関談	等祉	関	人・	他	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
平成24年度	8	20						10		1		1		40
平成25年度	8	34	5				1	12	1		1			62
平成26年度	11	14					1	5	2	1				34
平成27年度	7	9					1	6	1					24
平成28年度	8	15					1	8	3		1	1		37
平成29年度	2	10						8	4	2			1	27
平成30年度	6	13						5			1			25
令和元年度	5	10					2	4	2					23
令和2年度	3	8					5	4	1					21
令和3年度	4	10					3	4						21

3 主訴別

3 土訴)-3																																(:	単位	:件)
\							<u>、</u> 人		間		関		係			1				Å	圣済	関係	Ŕ	E	医療	関係	Ŕ	住	帰	_	売	1	5		
\ 主訴別		夫	等	1	7	<u> خع ک</u>	<u>ზ</u>	- ;	親族	•	_ :	交際		: 	そ	男	ス	家	そ	生	サ	求	そ	病	精	奷	そ	生	珊	不	兀			人	
	夫	酒	離	そ	子	養	そ	親	その	そ	交	交生 際活	同性の	そ	の		ト	*				~,\		/F3	113	7.	_		住	純		モ			
	等	乱			ع				他		際相	際活	の		他の	女	' 1	庭		活	ラ				神	娠		居	_	異	春		条	身	
		•	婚		もか	育		の	の親		手	手枷	交際相手から		者か	_	, 力	<i>></i> =	の	111	金		の		的	•	の		先			暴力			計
	Ø	薬	BB.	の	6	-	の		族か	の	から	かをい	手か	の	から	問	ì	不		困			-					問		性	強	団団	HH	取	
\	暴	物中	問		の見	困		暴	90		0	の本拠を共に	366		の		被	ľ		_	借				問	出			な	交		関			
年度 \	カ	毒	題	他	暴力	難	他	力	暴力	他	参 力	暴 す 力る	の暴力	他	暴力	題		和	他	窮	金	職	他	気	題	産	他	題	し	遊	要			引	
\ \ \						• "			, ·				カ						-											_	Ļ	Ļ	Ļ	Ļ	
平成24年度	28							1			2							1		1									6	1					40
平成25年度	42		2		7						3						1												7						62
平成26年度	24		2		1			1				1			2		2			1															34
平成27年度	15		2		1			1				4																	1						24
平成28年度	22		3		3			1			1							3											3	1					37
平成29年度	17							1			2	1			1														4	1					27
平成30年度	11		1					1							1	2	2												7						25
令和元年度	18							2				1																	2						23
令和2年度	12				1			1	2		1	2																	2						21
令和3年度	10				1			4			1	1						1											3						21

⁽注) 「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」は平成26年度から計上

4 処理別

4 処理別																		(単位	: 件)
項目	婦人保護施設に入所		直 近 の	親族 宅へ)帰郷(実家・生家・	友人・知人宅	ステップハウス等	_	他の婦人相談所へ	民間団体へ	施 設 入母子生活支	が 施 設 入 所 他の社会福祉	入国管理局	大使館	帰国	無断退所	一時保護委託施設等	その他	計	年度末未処理件数
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)		(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
平成24年度		5	9	16			1			2							3	36	4
平成25年度	2	8	16	20	1		1			4	3			5				60	2
平成26年度	2	9	7	10	1		1			1	1						1	33	1
平成27年度	1	2	5	9			3			2								22	2
平成28年度	4	8	6	7	2	2	1			4							1	35	2
平成29年度	1	6	4	5		1				5	1						3	26	1
平成30年度	2	4	5	6		1	2			1	1							22	3
令和元年度	1	2	5	8	1					5								22	1
令和2年度		3	3	9						3							1	19	2
令和3年度	1	3	4	3		3				3	3					1		21	

(注) 「年度末未処理件数」は「計」に含まない。

5 年齢別

5 平断加									(単位:件)
区分年度	18歳未満	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	計
平成24年度	2		9	11	8	4	6		40
平成25年度		3	14	21	9	5	10		62
平成26年度			6	7	5	5	11		34
平成27年度			7	7	5	2	2	1	24
平成28年度	3		5	9	9	3	8		37
平成29年度	2		8	4	6	3	4		27

(単位:件)

											\ T	<u> </u>
区分年度	15歳 未満	18歳 未満	20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65歳 未満	75歳 未満	75歳 以上	不明	11
平成30年度			2	7	8	3	1		3	1		25
令和元年度			2	3	9	3	2	2		2		23
令和2年度			1	5	7	2	2	1	3			21
令和3年度			3	4	4	2	2		4	2		21

(注)平成30年度から「年齢」の区分が変更になった。

6 地域別

(単位:件)

地 域 年 度	秋田市	大館 鹿角	鷹巣 阿仁	能代 山本	南秋田	由利 本荘	大曲 仙北	横手 平鹿	湯沢 雄勝	他県	外国	その他	計
平成24年度	18	3		4	3	4	1	1	1	3	1	1	40
平成25年度	27	3	2	3	11		4	2	2	8			62
平成26年度	19	1	2	1	3	1	1		1	5			34
平成27年度	12	1	1	2	4		1	2				1	24
平成28年度	20	2	1	1	5	4	1		1	2			37
平成29年度	13	2		2	2	1		1	3	3			27
平成30年度	11		2	1	4		2		1	4			25
令和元年度	9	2		3	2		1	2	2	2			23
令和2年度	6	2	2	3	1		1	1	1	4			21
令和3年度	12	3			1		-	3	1	1			21

⁽注)その他は住所不定者

7 令和3年度入所期間別人員の内訳

		期	間	1~	·5 目	6~	10日	11~	15日	16~	20日	21~	31日	32日	以上	TIIIL	H	平均入所
入	所者別	ij		人員	延日数	人員	延日数	人員	延日数	人員	延日数	人員	延日数	人員	延日数	人員 a	延日数 b	
	入所	者総	数	11	28			6	80			2	53	2	69	21	230	11. 0
配力	偶者等 被害女	から 性(F	の暴 再掲)	6	15			3	37			1	22	1	35	11	109	9. 9
	上記以 (再	(外の 掲)	者	5	13			3	43			1	31	1	34	10	121	12. 1
	乳		児			1	7									1	7	7. 0
	幼		児	1	2			4	52							5	54	10.8
同	小	学	生	1	2			2	30							3	32	10. 7
伴児・	中	学	生															
者	義終	務	t 育 児															
	1 以	8	歳 上															
		計		2	4	1	7	6	82							9	93	10. 3

Ⅳ 配偶者暴力相談支援センターの概要

1 配偶者暴力相談支援センターの設置状況

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条に基づき、平成14年度に設置された。主な業務内容及び現在の設置状況は次のとおりである。

①業務内容

- 相談及び相談機関の紹介
- ・被害者及びその同伴家族の一時保護(※)
- ・保護命令制度の利用についての情報提供、 その他の援助
 - (※) は、女性相談所のみの業務内容
- ・心理相談、その他必要な指導(※)
- ・自立生活を促進するための情報提供、その他の援助
- ・被害者を居住させ、保護する施設の利用についての 情報提供、その他の援助

②配偶者暴力相談支援センター一覧

所 在 地		電 話 番 号 F A X 番 号	相 談 業 務日 時	女性相 談員の 配 置
	女性	018-835-9052	(来所相談)	
秋田県女性相談所 〒010-0864	ダイヤル 相談	0120-783-251 (県外、携帯電話不可)	月〜金 8:30〜17:15 (祝日・年末年始除く) (電話相談)	0
秋田市手形住吉町4-26	FAX	018-832-2534	月〜金 8:30〜21:00 土日祝日 9:00〜18:00	
	E-mail	jyosou@pref.akita.lg.jp	(年末年始除く)	
秋田県北福祉事務所	電話	0186-52-3951		
〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1	FAX	0186-52-3911		0
秋田県山本福祉事務所	電話	0185-55-8020		
〒016-0815 能代市御指南町1-10	FAX	0185-53-4114	月~金	
秋田県中央福祉事務所	電話	018-855-5175	8:30~17:15 (祝日・年末年始除く)	
〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172-1	FAX	018-855-5160		0
秋田県南福祉事務所	電話	0182-32-3294		
〒013-8503 横手市旭川一丁目3-46	FAX	0182-32-3389		0
秋田県中央男女共同参画センター	電話	018-836-7846	(電話相談) 月~土 10:00~17:00	
(ハーモニー相談室) 〒010-0001	FAX	018-836-7854		
秋田市中通二丁目3-8	E-mail	akitawmc@alpha.ocn.ne.jp	(祝日・年末年始除く)	

2 配偶者暴力相談支援センターの相談受付状況(延人員)

(1)相談件数

(単位:件)

	\										
	区分	合計			合計		加		との関		
白	度	(A)	女性	男性	(B)	配	偶	者	南张上年 > ***	生活の本拠	を共にする
						届出あり	届出なし	届出有無 不明	離婚済	交際相手	元交際相手
7	元成24年度	1, 018	1,017	1	1, 018	845	13	1	159		
Z	成25年度	1, 022	1,020	2	1, 022	814	67	1	139	1	
Z	成26年度	922	914	8	922	737	24	5	141	12	3
Z	成27年度	844	839	5	844	696	12	2	110	21	3
Z	成28年度	664	660	4	664	587	1		63	10	3
Z	成29年度	606	602	4	606	535	11		54	6	
Z	区成30年度	649	638	11	649	554	4		77	14	
ŕ	介和元年度	933	926	7	933	717	35		104	52	25
ŕ	介和2年度	674	661	13	674	544	3		94	15	18
ŕ	介和3年度	916	914	2	916	794	5		89	28	
	来 所	345	344	1	345	263			59	23	
内訳	電話	560	560		560	522	5		29	4	
	その他	11	10	1	11	9			1	1	

⁽注)「生活の本拠を共にする」の事項は平成25年度(平成26年1月)から

(2) 各配偶者暴力相談支援センター別相談件数

(単位:件)

								(平 匹・円)
年	医分度	女 性 相談所	北福祉事務所	山本福祉 事務所	中央福祉 事務所	南福祉 事務所	中央男女 共同参画 センター	合計
4	花成24年度	204	92	46	264	217	195	1, 018
耳	龙成25年度	265	110	40	259	224	124	1, 022
耳	龙成26年度	359	86	18	136	174	149	922
4	花成27年度	392	67	39	105	121	120	844
7	龙成28年度	253	71	24	128	103	85	664
耳	龙成29年度	236	74	20	95	103	78	606
4	Z成30年度	235	66	35	77	135	101	649
f	介和元年度	255	127	23	91	304	133	933
f	命和2年度	211	70	24	54	164	151	674
f	和3年度	452	66	20	77	155	146	916
	来 所	89	56	15	33	98	54	345
内訳	電 話	358	10	5	43	57	87	560
	その他	5			1		5	11

(3) DV防止法に基づく対応等

(単位:件)

平成24年度 1 4条3項 21 6 1 19 5 10 62 平成25年度 1 4条2項 20 2 2 3 3 5 32 平成25年度 1 4条3項 6 2 1 1 14 3 9 5 9 6条通報 32 1 1 14 3 9 5 9 平成26年度 1 4条2項 18 3 1 2 2 2 4 1 4条3項 6 6条通報 33 4 4 1 3 38 1 4条2項 11 2 2 2 15 1 4条2項 11 2 1 4 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	-								(単位:件 <i>)</i>
平成24年度 1 4条3項 1 19 5 10 62 平成25年度 1 4条2項 20 2 2 3 3 5 32 平成25年度 1 4条2項 18 3 1 2 2 24 千成26年度 1 4条3項 3 1 2 2 24 中成26年度 1 4条3項 3 3 4 1 3 3 3 3 4 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	年度	区分	女 性 相談所	北福祉 事務所	山本福祉 事務所	中央福祉 事務所	南福祉 事務所	共同参画	合計
6条通報 21 6 1 19 5 10 62 平成25年度 1 4条 2 項 20 2 2 3 5 32 平成26年度 1 4条 3 項 3 1 2 2 24 平成26年度 1 4条 3 項 33 4 1 38 平成27年度 1 4条 3 項 3 4 1 38 平成27年度 6条通報 33 3 3 3 3 平成28年度 1 4条 3 項 2 1 4 4 4 4条 3 項 3 3 4 24 4 4条 3 項 1 3 4 24 平成30年度 1 4条 2 項 1 3 2 7 平成30年度 1 4条 2 項 1 3 2 7 中市 6条通報 20 2 4 26 6和元年度 1 4条 3 項 2 6 6 6条通報 24 1 2 14 41 6条通報 24 1 2 4 26 6和2年度 6条通報 24 1 2 14 41 4 2 1 1		14条2項	11	3	1	5	1	1	22
平成25年度 1 4条 2 項 20 2 2 3 5 32 平成26年度 1 4条 3 項 1 14 3 9 59 平成26年度 1 4条 2 項 18 3 1 2 2 2 中成27年度 1 4条 3 項 4 1 38 平成27年度 1 4条 3 項 3 4 1 38 平成28年度 1 4条 2 項 1 2 2 15 中成28年度 1 4条 2 項 1 2 1 4 中成29年度 1 4条 2 項 1 3 4 24 中成29年度 1 4条 2 項 1 3 2 7 中成30年度 1 4条 2 項 1 1 3 2 7 中次30年度 1 4条 2 項 1 2 4 26 令和3年度 1 4条 3 項 2 1 1 2 1 令和3年度 1 4条 3 項 2 1 1 2 1 4 令和3年度 1 4条 3 項 2 1 1 2 4 2 合和3年度 1 4条 3 項 3 1 2 4 4 4	平成24年度	14条3項							
平成25年度 14条3項 32 1 1 14 3 9 59 平成26年度 14条2項 18 3 1 2 2 24 平成26年度 14条3項 4 1 38 百条通報 33 4 1 2 2 2 2 15 平成27年度 14条3項 3 3 36 平成27年度 14条3項 4 1 3 3 3 36 平成28年度 14条2項 1 2 1 4 4 4 3 3 3 4 2 4 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		6条通報	21	6	1	19	5	10	62
6条通報 32 1 14 3 9 59 平成26年度 14条2項 18 3 1 2 24 平成26年度 14条3項 4 1 38 平成27年度 14条2項 11 2 2 15 平成27年度 14条3項 3 3 36 平成28年度 14条2項 1 2 1 4 44条3項 17 3 4 24 14条3項 3 20 2 7 2年度 1 1 3 20 4条3項 2 7 6条通報 20 2 4 26 6和元年度 14条3項 2 6 6 6条通報 24 1 2 14 41 44条3項 2 1 2 1 4 6条通報 28 5 1 7 41 6和3年度 14条3項 3 3 3 3 3 6和3年度 14条3項 3 3 3 3 3 3 3 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 <td></td> <td>14条2項</td> <td>20</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td></td> <td>32</td>		14条2項	20	2	2	3	5		32
平成26年度 14条2項 18 3 1 2 24 平成26年度 6条通報 33 4 1 38 平成27年度 14条2項 11 2 2 15 平成27年度 14条3項 3 3 3 3 平成28年度 14条3項 4 2 4 2 6 6 4 4 4 2 6 6 6 4 4 4 2 6 6 6 4 4 4 2 6 6 6 4 4 4 2 6 6 6 4 4 1 2 1 4 4 4 1 4 4 4 <t< td=""><td>平成25年度</td><td>14条3項</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>	平成25年度	14条3項							
平成26年度 1 4条3項 4 1 38 平成27年度 14条2項 11 2 2 15 平成27年度 1 4条3項 3 3 3 3 3 平成28年度 1 4条2項 1 2 1 4 平成28年度 1 4条3項 3 4 24 平成29年度 1 4条2項 8 1 1 3 13 平成29年度 1 4条3項 3 2 7 平成30年度 1 4条2項 1 3 2 7 平成30年度 1 4条2項 1 3 2 7 中和元年度 1 4条3項 2 6 6 令和2年度 1 1 2 6 令和3年度 28 5 1 7 41 4条3項 28 5 1 7 41 6和3年度 14条3項 2 1 3 3		6条通報	32		1	14	3	9	59
6条通報 33 4 1 38 平成27年度 14条2項 11 2 2 15 平成27年度 14条3項 3 3 3 3 平成28年度 14条2項 1 2 1 4 平成29年度 6条通報 17 3 4 24 平成29年度 14条3項 3 20 2 7 平成30年度 14条3項 3 2 7 平成30年度 14条3項 4 2 4 26 令和元年度 14条3項 4 2 4 2 令和元年度 14条3項 4 2 4 4 令和2年度 14条3項 7 41 令和3年度 14条3項 7 41		14条2項	18	3	1		2		24
平成27年度 14条2項 11 2 2 15 14条3項 33 36 平成28年度 14条2項 12 1 4 平成28年度 6条通報 17 34 24 平成29年度 14条2項 8 1 3 13 平成29年度 6条通報 17 3 20 中成30年度 14条2項 1 3 2 7 中和元年度 14条3項 2 4 2 6 6条通報 24 1 2 14 41 14条3項 6 4 2 6 6 6条通報 24 1 2 14 41 6和2年度 14条3項 3 7 41 6和3年度 14条2項 2 1 7 41 6和3年度 14条3項 3 3 3 3	平成26年度	14条3項							
平成27年度 1 4条 3 項 33 36 平成28年度 1 4条 2 項 1 2 1 4 平成28年度 1 4条 3 項 3 4 24 平成29年度 1 4条 2 項 8 1 1 1 3 3 13 平成29年度 1 4条 3 項 3 20 平成30年度 1 4条 2 項 1 1 3 2 7 百条通報 20 2 4 26 令和元年度 1 4条 3 項 2 4 26 令和元年度 1 4条 3 項 2 1 4 41 令条通報 24 1 2 2 4 2 6 令和2年度 1 4条 3 項 2 14 41 令条通報 28 5 1 7 7 41 令和3年度 1 4条 3 項 3 3 3 6 令和3年度 1 4条 3 項 3 3 3 6 4 24 令和3年度 1 4条 3 項 3 3 3 4 24 令和3年度 1 4条 3 項 3 3 3 20 令和3年度 1 4条 3 項 3 3 3 20 令和3年度 1 4条 3 項 3 3 3 20 令和3年度 1 4条 3 項 3 3 3 20 令和3年度 1 4条 3 項 3 3 3 20 令和3年度 1 4条 3 項 3 3 3 20 令和3年度 1 4条 3 項 3 3 3 20 1 4条 3 項 3 3 3 20 1 4条 3 項 4 2 2 4 1 1 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		6条通報	33			4	1		38
6条通報 33 3 36 平成28年度 1 4条2項 1 2 1 4 日4条3項 3 4 24 平成29年度 1 4条2項 8 1 1 1 3 3 13 平成29年度 1 4条3項 3 20 平成30年度 1 4条2項 1 1 3 2 7 日4条3項 2 4 26 令和元年度 1 4条3項 2 6 6条通報 24 1 2 2 6 令和2年度 1 4条3項 2 14 41 6条通報 24 1 2 2 6 令和3年度 1 4条3項 7 41 令和3年度 1 4条3項 3 3		14条2項	11		2		2		15
平成28年度 1 4条2項 1 2 1 4 1 4条3項 3 4 24 平成29年度 1 4条2項 8 1 1 1 3 3 13 平成29年度 1 4条3項 3 20 日4条3項 17 3 2 7 平成30年度 1 4条3項 2 4 26 令和元年度 1 4条3項 2 4 26 令和元年度 1 4条3項 2 4 2 6 令和2年度 1 4条3項 2 14 41 令和2年度 1 4条3項 2 1 1 1 2 6 6条通報 28 5 1 1 7 41 1 4条3項 3 3 20 令和3年度 1 4条3項 3 2 7 7 41 1 4条3項 3 3 7 7 7 7 41 1 4 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	平成27年度	14条3項							
平成28年度 14条3項 3 4 24 平成29年度 14条2項 8 1 1 3 13 平成29年度 6条通報 17 3 20 平成30年度 14条2項 1 1 3 2 7 平成30年度 6条通報 20 2 4 26 6条通報 20 2 4 26 6和元年度 14条3項 2 14 41 6和2年度 14条3項 2 1 1 2 6 6本通報 28 5 1 7 41 6和3年度 14条3項 3 3 3 3		6条通報	33					3	36
6条通報 17 3 4 24 平成29年度 1 4条2項 8 1 1 3 13 平成29年度 6条通報 17 3 20 平成30年度 1 4条2項 1 1 3 2 7 平成30年度 6条通報 20 2 4 26 6条通報 20 2 4 26 6和元年度 1 4条2項 4 2 6 6和2年度 1 4条3項 2 1 1 2 6 6条通報 28 5 1 7 41 6和3年度 1 4条3項 3 3 3 3		14条2項	1	2	1				4
平成29年度 1 4条2項 8 1 1 3 13 平成30年度 6条通報 17 3 20 平成30年度 1 4条2項 1 1 3 2 7 平成30年度 6条通報 20 2 4 26 令和元年度 1 4条2項 4 2 6 6 令和元年度 1 4条3項 2 14 41 令和2年度 1 4条3項 2 1 1 2 6 6条通報 28 5 1 7 41 令和3年度 1 4条3項 3 3 3	平成28年度	14条3項							
平成29年度 14条3項 3 20 平成30年度 14条2項 1 1 3 2 7 平成30年度 14条3項 2 7 6条通報 20 2 4 26 6和元年度 14条2項 4 2 6 6条通報 24 1 2 14 41 14条2項 2 1 1 2 6 6和2年度 14条3項 7 41 6和3年度 14条3項 3 3 3		6条通報	17				3	4	24
6条通報 17 3 20 平成30年度 1 4条2項 1 1 3 2 7 1 4条3項 2 2 4 26 6条通報 20 2 4 26 6和元年度 1 4条3項 2 6 6条通報 24 1 2 14 41 1 4条3項 2 1 2 6 6条通報 28 5 1 7 41 1 4条3項 3 3 3 20 3 令和3年度 1 4条3項 3 3 2 7 41		14条2項	8	1	1		3		13
平成30年度 14条2項 1 1 3 2 7 14条3項 2 4 26 令和元年度 14条2項 4 2 6 6条通報 24 1 2 14 41 6和2年度 14条3項 2 1 2 6 6条通報 28 5 1 7 41 14条2項 2 1 3 3 3 令和3年度 14条3項 3 3 3 3 3 3	平成29年度	14条3項							
平成30年度 14条3項 6条通報 20 2 4 26 6和元年度 14条2項 4 2 6 6条通報 24 1 2 14 41 6和2年度 14条3項 2 1 2 6 6条通報 28 5 1 7 41 14条2項 2 1 3 3 令和3年度 14条3項 3 3		6条通報	17				3		20
6条通報 20 2 4 26 6和元年度 14条2項 4 2 6 6条通報 24 1 2 14 41 6和2年度 14条2項 2 1 1 2 6 14条3項 7 41 6条通報 28 5 1 7 41 14条2項 2 1 3 6和3年度 14条3項 3 3		14条2項	1	1	3		2		7
令和元年度 14条2項 4 2 6 14条3項 2 14 41 6条通報 24 1 2 14 41 6和2年度 14条3項 2 6 6 6 7 41 14条2項 2 1 2 3 3 令和3年度 14条3項 3 3 3	平成30年度	14条3項							
令和元年度 14条3項 6条通報 24 1 2 14 41 令和2年度 14条2項 2 1 1 2 6 令和3年度 6条通報 28 5 1 7 41 令和3年度 14条3項 3 3		6条通報	20				2	4	26
6条通報 24 1 2 14 41 14条2項 2 1 1 2 6 14条3項 6条通報 28 5 1 7 41 14条2項 2 1 3 14条3項 3 3		14条2項	4		2				6
令和2年度 14条2項 2 1 1 2 6 14条3項 6条通報 28 5 1 7 41 14条2項 2 1 3 令和3年度 14条3項 3	令和元年度	14条3項							
令和2年度 14条3項 6条通報 28 5 1 7 41 14条2項 2 1 3 令和3年度 14条3項 3		6条通報	24	1			2	14	41
6条通報 28 5 1 7 41 14条2項 2 1 3 令和3年度 14条3項 3		14条2項	2	1	1		2		6
14条2項 2 1 令和3年度 14条3項 3	令和2年度	14条3項							
令和3年度 14条3項		6条通報	28	5	1			7	41
		14条2項	2	1					3
C 久 溪 却	令和3年度	14条3項							
0 余		6条通報	13	1				18	32

⁽注)「DV防止法」とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」をいう。

^{「14}条第2項」は、保護命令申立に伴う裁判所への書面提出

^{「14}条第3項」は、保護命令申立に伴う提出書面に関する裁判所への更なる説明

^{「6}条通報」は、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者による通報

(4) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

(単位:件)

	✓ 区分	合計			合計											T X - 11 /
年	度	(A)	女性	男性	(B)	英語	スペイン 語	タイ語	タガログ 語	韓国語	中国語	ロシア語	インドネシア 語	ビコル語	ウクライナ語	ネパール語
4	成24年度	4	4		4				3		1					
平	成25年度	30	30		30	9			1	2	3	15				
平	成26年度	7	7		7	6			1							
平	成27年度	6	6		6				6							
平	成28年度	4	4		4	1							3			
平	成29年度	14	14		14	1			10		2			1		
4	成30年度	8	8		8				5		3					
令	和元年度	23	23		23				6		2				15	
令	和2年度	3	3		3				1		1					1
令	和3年度	1	1		1											
	来 所	1	1		1			1								
内訳	電話															
Ľ	その他															

(5) 障害を持つ被害者からの相談件数

(単位:件)

													1117
	区分	合計			合計				身	体 障	害		
4	丰度	(A)	女性	男性	(B)	知的 • 精神障害	小計	視覚障害	聴覚・ 平衡機能 の障害	音声・言 語等・そ しゃく機 能の障害	肢体 不自由	その他の 身体障害	その他の 障がい
7	F成24年度	32	32		32	18	14					14	
Z	P成25年度	59	59		59	57	2	1			1		
7	P成26年度	22	22		22	22							
7	P成27年度	36	35	1	36	34	2		2				
7	P成28年度	30	30		30	28	2				1	1	
7	P成29年度	13	13		13	13							
7	P成30年度	26	26		26	25	1				1		
4	う和元年度	44	44		44	43	1				1		
4	介和2年度	25	25		25	24							1
4	う和3年度	234	234		234	234							
	来 所	4	4	·	4	4	·						·
内訳		230	230		230	230							
Ľ	その他												

(6) 交際相手からの暴力に関する相談件数
(単位:件)(7) ストーカー行為等に関する相談件数
(単位:件)

区 分 年 度	合計	女性	男性	通報
平成24年度	39	38	1	5
平成25年度	27	27		14
平成26年度	19	19		4
平成27年度	11	11		1
平成28年度	16	16		
平成29年度	12	11	1	
平成30年度	8	8		
令和元年度	16	16		2
令和2年度	5	5		
令和3年度	5	5		

		(平位・下)
合計	女性	男性
6	6	
25	25	
11	11	
8	6	2
6	6	
11	11	
7	7	
5	5	
	6 25 11 8 6 11 7	合計 女性 6 6 25 25 11 11 8 6 6 6 11 11 7 7

(注) 当該事項は平成25年度(平成26年1月)から

V 各事業の実施状況

1 令和3年度出張心理相談実施状況

各地域で女性が抱える悩みについて心理相談に応じるため心理職員が出張相談を実施している。 なお、令和3年度は地域振興局福祉環境部(7か所)において、各2回の実施を計画したが、全て中止 となった。

2 令和3年度配偶者暴力相談支援ネットワーク会議開催状況

相談のうち配偶者からの暴力の割合は依然高く(P11参照)、相談内容も多様化してきている。被害者の自立支援には適切で速やかな援助が必要であり、関係機関相互の共通意識と緊密な連携を図るため、ネットワーク会議を開催している。

なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況から開催中止とした。

3 関係機関連携及び啓発活動

女性相談・DV対策等の事業に関する情報を提供し、婦人保護事業について理解を得るため、 関係機関等からの要請に応じて、次のとおり職員による講義、講演を実施した。

内容	対 象	人数
秋田県警察本部 警察安全相談実務専科	各警察署相談部門 担当職員他	14
(公社) 秋田被害者支援センター 「被害者支援ボランティア養成講座」	講座受講生他	8
秋田県公認心理師・臨床心理士協会 秋田県公認心理師・臨床心理士協会 福祉領域委員会研修会	会員	25
合 計		47

Ⅵ 陽光園(婦人保護施設)の概要

1 陽光園の概要

名 称 秋田県陽光園

設置主体 秋田県

経営主体 社会福祉法人 秋田県母子寡婦福祉連合会

所 在 地 秋田市手形住吉町4番26号

秋田県母子福祉総合センター内

TEL 018-834-0906

沿 **革** 昭和33年 6月 1日:婦人相談所に婦人保護施設「秋田県陽光園」が併設され業務開始。

収容定員30名。

昭和48年 4月 1日 : 社会福祉法人秋田県母子福祉連合会が県から同施設の経営を受託。

昭和52年 6月10日 : 秋田県母子福祉総合センター新築に伴い同所に移転。

平成14年11月29日: 収容定員を16名に変更。

平成18年 4月 1日 : 社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会が「指定管理者」の指定

を受け、施設運営を受託。

平成23年 4月 1日 : 社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会が「指定管理者」に再指

定。

平成28年 4月 1日 : 社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会が「指定管理者」に再々

指定。

令和 3年 4月 1日: 社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会が「指定管理者」に再々

々指定。

施設規模 女性相談所の項参照 (P2)

収容定員 16名

職員構成 (令和4年4月1日現在)

(単位:人)

園 長	事務員	指導員	調理員	専任当直員	嘱託医	計
1	1	2	2(1)	(2)	(1)	6(4)

注) () 内は非常勤職員。外書

業務内容

性行又は環境により転落し又は転落のおそれのある者、配偶者等の暴力から避難する必要のある者、及び家庭環境の破綻や生活困窮など正常な社会生活を営むことが困難な者等で、現に保護援助を必要とする状態にある者を保護し、社会生活に適応するために必要な生活支援及び就労支援を行うことにより、その自立を支援する。

1) 生活支援

健全な社会人としての基本的な生活習慣を身につけるように支援する。 (手工芸・保健衛生等)

2) 就労支援

個々の能力、適性、健康状態を考慮しながら労働意欲の助長、社会適応能力の開発 と経済的自立の基礎作りを支援する。

> 園内作業(就労前支援) 園外支援(就労支援)

3) 関係機関との連携

婦人保護事業の範囲内で解決できない問題については、関係機関、民間団体と連携 し、問題解決を図る。

2 入園者の状況

(1) 入・退園者状況

(単位:人)

						処 理	状 況				
処理別	年産	入	退	就	結	帰	松 仙	そ		在	年度
	初	園	園	ÆL.	邢戸	मा	移他の	7		者	末
	年度初在園	人	人				機	Ø	計	在園者の延人員	年度末在園
年度	人員	員	員	職	婚	宅	送へ	他		員	人員
平成24年度											
平成25年度		2 (2)	1 (1)					1 (1)	1 (1)	462 (462)	1 (1)
平成26年度	1 (1)	2 (1)	2 (1)			2 (1)			2 (1)	471 (457)	1 (1)
平成27年度	1 (1)	1	1 (1)				1 (1)		1 (1)	312 (29)	1
平成28年度	1	3 (2)	2 (1)	1		1 (1)			2 (1)	517 (43)	2 (1)
平成29年度	2 (1)	2	4 (1)	1		2	1	(1)	4 (1)	629 (264)	
平成30年度		2		1					1	482	2
令和元年度	2	2	2	2					2	1,041	2
令和2年度	2		1					1	1	477	1
令和3年度	1	1		_			_	_	2	508	2

(注) ()内は同伴児で、別掲

(2) 令和3年度 月別入・退園者状況

(単位:人)

				(単位:人)
種別年月	入園人員	退園人員	月末現在人員	入園延人員
前年度末			1	
3年 4月			1	30
3年 5月			1	31
3年 6月			1	30
3年 7月			1	31
3年 8月			1	31
3年 9月			1	30
3年10月			1	31
3年11月	1		2	52
3年12月			2	62
4年 1月			2	62
4年 2月			2	56
4年 3月			2	62
計	1		17	508

(注) ()内は同伴児で、別掲

(3) 入園の理由

(単位:件)

										(単	<u> 位:仵)</u>
年度区分	夫の 暴力	離婚問題	親の 暴力	子ども の暴力	病気·障害 (知的障害)	精神的 問題	帰住先 なし	家庭 不和	不純異 性交遊	売春 強要	計
平成24年度											
平成25年度	2										2
平成26年度	3										3
平成27年度	2										2
平成28年度	2						1		1		4
平成29年度							3		1		4
平成30年度	1						1				2
令和元年度	1		1				2				4
令和2年度	1						1				2
令和3年度	·		1	·			1		·		2

(4) 年 齢

(単位:人)

							(単位:人)
年 度	18~20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	計
平成24年度							
平成25年度		1	1				2
平成26年度		1	2				3
平成27年度			2				2
平成28年度	1	1	1	1			4
平成29年度	3		1				4
平成30年度		2					2
令和元年度	1	3					4
令和2年度	1	1					2
令和3年度	1	1					2

(5) 学 歴

(単位:人)

							「牛座・八
年度区分	中学校卒	高校中退	髙校卒	専 門 学校卒	大学中退	大卒	計
平成24年度							
平成25年度		2					2
平成26年度		1	1		1		3
平成27年度		1	1				2
平成28年度		1	3				4
平成29年度	1	2	1				4
平成30年度		1	1				2
令和元年度		2	2				4
令和2年度		1	1				2
令和3年度		1	1				2

(6) 入園前の職業

(単位:人)

年 度	無職	会社員	パート	介護職	自営業	専業主婦	計
平成24年度							
平成25年度			2				2
平成26年度			1	1		1	3
平成27年度			2				2
平成28年度	2		2				4
平成29年度	4						4
平成30年度	2						2
令和元年度	3	1					4
令和2年度	2						2
令和3年度	2						2

(7) 婚姻等の状況

(単位:人)

子どもの	未	婚	配作	禺者	離	婚	死	別	計品	†
有無 年 度	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
平成24年度						 				
平成25年度			2	 		! !			2	
平成26年度			2	 	1	i ! !			3	
平成27年度			1	 	1	! ! !			2	
平成28年度		1	1		2	: : :			3	1
平成29年度		3		 	1	! ! !			1	3
平成30年度		1	1	 		i ! !			1	1
令和元年度		3	1	î ! !		î ! !			1	3
令和2年度		1	1						1	1
令和3年度		2		 		 				2

(8) 在園期間

(単位:人)

					「中世・八)
区 分 年 度	6月未満	6 月以上 1 年未満	1年以上 2年未満	2 年以上 3 年未満	計
平成24年度					
平成25年度	1	1			2
平成26年度	2		1		3
平成27年度		1	1		2
平成28年度	2	1	1		4
平成29年度	2		2		4
平成30年度		2			2
令和元年度	1	1	2		4
令和2年度		1	1		2
令和3年度		1		1	2

3 一時保護の受託実績

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)及び「人身取引被害者の一時保護の委託について」(平成17年4月1日付け雇児福発第0401001号)に基づき、DV防止法第3条第3項の規定により委託された一時保護の件数。

(単位:人)

								(単)	位:人)
内訳	保 誰								
年度	保 護 対象者	就学開始 ~18歳未満	幼 児	乳児	その他	計	合計	備	考
平成24年度	(2)						(2)		
平成25年度	(9)						2 (9)		
平成26年度									
平成27年度	(2)		1 (2)	1 (2)		2 (4)	3 (6)		
平成28年度									
平成29年度									
平成30年度									
令和元年度									
令和2年度									
令和3年度									

⁽注)上段は実人員。下段()は延日数

4 苦情受付状況

(単位:件)

区分			受	付	状	 況	(平匹・11)
年度	来	所	書 面 (投書)	電	話	その他	計
平成24年度							
平成25年度							
平成26年度							
平成27年度							
平成28年度							
平成29年度							
平成30年度							
令和元年度							
令和2年度							
令和3年度							

令和4年度 女性相談の概要

印刷発行 令和4年7月 発 行 者 秋田県

〒010-0864 秋田県秋田市手形住吉町4番26号 秋田県女性相談所 電話 018-832-2534(ファックス共用)